

結城市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する指導要項

(目的)

第1条 この告示は、結城市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則（平成23年結城市規則第6号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、必要な事項について定めるものとし、本市における土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為（以下「事業」という。）について、関係機関等の事前確認及び地元関係者に対して、事業の施工計画、生活環境の保全及び災害の防止に関する計画についての説明及び同意書等の取得に関する事項その他手続等に関する基本的な事項を定め、土砂等埋立ての適正な事業を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において用いる用語の意義は、結城市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成23年結城市条例第8号。以下「条例」という。）及び規則で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 隣接地権者 事業区域（保安区域を含む。）に隣接（水路をはさむ場合も含む。）する土地の所有者をいう。なお、道路・河川等公共の施設は、隣接する土地に含まない。
- (2) 付近住民 事業区域の敷地の境界から、原則として50メートル以内に居住する住民（事業所を含む。）をいう。なお、市外は含まない。
- (3) 区長 事業区域の所在する区長・自治会長・自治協力員等をいう。
- (4) 地元関係者 隣接地権者、付近住民及び区長をいう。

(適用対象)

第3条 この告示は、条例の規定に基づき許可を受けて行う事業に適用する。

(関係法令等の事前確認等)

第4条 事業主等は、次に掲げる関係法令等に基づく手続について、関係機関等と事前に確認等を行わなければならない。

- (1) 事業区域が山林等の場合は、市農政課に必要な手続について確認を行うこと。
- (2) 事業区域が農地の場合は、市農業委員会及び農政課に必要な手続について確認を行うこと。
- (3) 事業区域内に都市施設が含まれる場合は、市都市計画課に必要な手続について確認を行うこと。
- (4) 事業区域の埋蔵文化財の所在の有無について、市教育委員会生涯学習課に書面で確認を行うこと。なお、埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。
- (5) 事業区域内に赤道又は青道がある場合は、市土木課に必要な手続について確認を行うこと。
- (6) 1,000平方メートル以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、茨城県県西県民センター環境・保安課と大気汚染防止法の届出について確認を行うこと。
- (7) 前各号を含め、別記様式に記載する土地利用規制関係法令等で規制のあるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになるので、関係機関等に必要な手続につ

いて確認を行うこと。

2 条例第5条第2号に定める事業の施工に関する基準は、土地利用の主目的となる法令規制の技術的な基準を優先するので、関係機関等に確認を行うこと。

(事業計画の説明及び同意書等の取得)

第5条 事業主は、次の各号に掲げる者に事業計画を説明し、同意書等を取得しなければならない。

- (1) 隣接地権者(同意書)
- (2) 付近住民(同意書)
- (3) 区長(意見書)
- (4) 土地改良区又は維持管理組合に含まれる場合は、土地改良区又は維持管理組合(同意書)
- (5) 事業区域の排水等を放流する土地改良区又は維持管理組合(同意書)

(結城市土砂等埋立事案審査会)

第6条 事業主等は、市との総合調整を図るため、市が別に定める結城市土砂等埋立事案審査会(以下「審査会」という。)に市長が指定した資料及び別記様式を提出し、必要に応じ出席を求められた場合は、審査会に出席し事業計画等について説明しなければならない。

(書類の提出部数)

第7条 条例、規則及びこの告示により市長に提出する書類(添付書類を含む。)の部数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書、届出書及び報告書 正本1部、副本1部
- (2) 審査会資料及び別記様式 正本1部、副本11部

(書類の作成要領)

第8条 事業主が提出する書類は、次に掲げるとおり作成する。

- (1) 申請書(規則様式第1号)の作成は、フラットファイル、ファイルケース等で製本し、添付書類にインデックス等で見出しを付けること。
- (2) 届出書、報告書及び審査会資料は、左綴じとすること。
- (3) 書類に押印する印鑑は、印鑑登録をしたものとする。
- (4) 事業の目的は、埋立て、盛土又はたい積の別を記載するとともに、どのような目的で事業を行うのか簡潔に記載すること。
- (5) 事業区域は、事業区域の地番等をすべて記載し、又は代表地番及びほか〇〇筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載すること。面積については、実測による面積を記載すること。
- (6) 事業期間は、事業を行う期間を記載し、許可申請から許可になるまでの期間も考慮し計画を立てること。
- (7) 1日の作業時間は、開門から閉門の時間を記載すること。
- (8) 1日の搬入台数と土量及び総土量は、土砂等発生証明書とおおむね一致すること。
- (9) 周辺対策等は、「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。当該計画書には、規則別表第2施工基準第1共通基準に対応した区分ごとの対策について、具体的に記載すること。

(10) 現場責任者は、事業を施工するために必要な能力を有し、かつ、事業施工中に現場に常駐できる者とする。

2 申請書等に添付する書類の作成は、次のとおりとする。

(1) 事業区域の位置を示す図面は、縮尺25,000分の1から10,000分の1程度とし、道路、地勢等周辺状況が判別できるものとする。付近の見取り図は、縮尺2,000分の1程度とし、事業区域の周辺300メートルの範囲を含め住居や事業所の立地状況等の周辺状況が判別できるものとする。

(2) 土地の登記事項証明書は、事業区域内の土地について全筆で、3箇月以内に発行されたものとする。

(3) 契約書の写しは、事業主、事業施工者及び土地所有者等が異なる場合に契約書を作成することとし、印鑑登録がされた印鑑を押印すること。

(4) 誓約書は、規則様式第2号により事業主及び事業施工者が連署し、印鑑登録がされた印鑑を押印すること。なお、事業主等が法人の場合は、法人の登記簿謄本を添付すること。

(5) 印鑑登録証明書は、事業主及び事業施工者とも添付し、法人の場合は、当該法人に係る印鑑登録証明書を添付すること。

(6) 隣接地権者及び付近住民の同意書並びに区長の意見書は、第2条に示す範囲とすること。

(7) 土地改良区又は維持管理組合の同意書は、事業区域が土地改良区等にある場合添付すること。

(8) 土砂等の搬入経路図は、土砂等の発生場所ごとの現場から事業区域までの土砂等の搬入経路を明記すること。

(9) 公図の写し及び周囲の土地利用状況図は、事業区域及びその隣接地を含むものとし、地番、地目、面積及び所有者を明示したものとする。なお、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載すること。

(10) 現況平面図、現況縦横断面図及び面積計算書の図面の縮尺は、事業区域の現況の形状が判別できるものとする。また、面積計算書は、実測に基づくものとし、求積図等を添付すること。

(11) 計画平面図、計画縦横断面図及び雨水排水計画図の縮尺は、事業完了後の形状が判別できるものとする。なお、他法令等の許認可等に係る技術上の基準が優先される場合は、その基準に適合したものであること。

(12) 事業に用いる土砂等の発生場所に係る位置を示す図面の縮尺は、現況の形状が判別できるものとし、市外の場合は、本市からの案内図を添付すること。

(13) 土地等の発生処分フローシートは、規則様式第3号により作成し搬出元から搬入先までの土砂等の流れを示すこと。

(14) 排出現場ごとの土砂等発生証明書は、規則様式第4号により作成すること。土壌検査の濃度計量証明書に添付する位置図は、採取場所が確認できる平面図とし、現場写真の撮影方向を併せて明記すること。

(15) 道路及び水路を占有する場合の当該許可書の写しは、国、県、市及び土地改良区等道路等の管理者より許可を得ること。

- (16) 道路使用許可書の写し（公衆用道路の場合）は，市道の場合市土木課の許可を得ること。
- (17) 埋蔵文化財の所在の有無に関する回答の写しは，第4条第1項第4号により確認した書面の写しを添付すること。
- (18) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条の許可書，受理通知書の写し又は申請書等の写しで，申請書等の写しは，市農業委員会の受付印が押印されたものを添付すること。
- (19) 他法令の規定により許可又は認可を受けて行う事業の場合の許可等申請書の写しは，当該許認可機関の受付印が押印されているものを添付すること。

付 則

この告示は，平成23年4月1日から施行する。